

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人神奈川歯科大学
②設置大学名称	神奈川歯科大学
③担当部署	総務部総務課
④問合せ先	soumuka@kdu.ac.jp
⑤点検結果の確定日	2026 年 9 月 2 日
⑥点検結果の公表日	2026 年 9 月 2 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kdu.ac.jp/corporation/outline/info/governance/
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

神奈川歯科大学短期大学（部）を含む

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、教育の理念、医療理念、教育の目的、教育目標をホームページにて学生のみならず広く周知をしている。
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学位授与の方針、教育課程編成の方針、入学者受け入れの方針をホームページ、大学案内等で明確に示している。 教育組織委員会等にて、自己点検・評価報告書に基づき教育向上に取り組んでいる。
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	規程に定め、学長の役割を、本学を代表し本学の教育理念に基づき校務をつかさどり、所属教育員を統督する、としている。副学長の役割について明確化をして補佐する体制を構築している。また、教授会の設置についても定めており、教授会の役割を明確化し、教学組織の権限と役割を明確にしている。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	大学の理念・目的を基に、全学的に教育関連事項や管理運営に関する事項において、すべての教員、事務職員が協働する体制を整えている。
実施項目 １－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員の資質の向上は重要な位置づけとし、研修や講演会を企画・実施する FD・SD 委員会を設置し推進している。 ファカルディ・ディプロップメント（FD）の主たる目的は教育、研究、社会貢献等の内容と方法の改善を図るための組織的、個人的な資質の向上としている。スタッフディプロメント（SD）は大学の取り巻く環境変化や高度化する課題に対応し、教育・研究活動および効果的な管理運営体制を測るための組織的および個人的な資質の向上の取り組みとしている。FD・SD 委員会においては、毎年度年次計画を策定し、ワークショップや講習会を開催している。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 １－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性	中長期計画の策定方針の明確化は、教育組織の長や事務職員の管理職で構成する改革推進委員会にて毎年３月

のある計画の策定	に検証を行い、中長期計画として定めている KDU2028 計画に毎年度反映させている。また、年度の事業計画は KDU2028 計画の進捗状況も踏まえて部門ごとに策定し理事会、評議員会にて決定し、イントラネット等に公開して周知している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	計画実現のための進捗管理として、中長期計画である KDU2028 計画を策定し、教育、研究、臨床、管理・運営、地域・社会・国際連携等の進捗状況を継続的に評価・検証をしている。その内容等を理事会、評議員会にて報告している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神の基づき、社会からの要請にこたえるべく、毎年度教育組織、附属病院施設等において学修体制の確認・検討を行い、社会情勢のニーズを踏まえた人材の育成を行っている。また、地域の医療関係者、また市民向けの公開セミナー等も開催し、広く学びの機会を提供している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	「社会連携・社会貢献活動に関する方針」に基づき、取り組み及び推進を行っている。地域社会の各種団体・機関等と連携し、警察官や海上保安庁職員への検視作業研修会―を開催している。特に小中高校生への体験プログラム・職業体験等を提供については、年々開催回数と参加者数を増やし、次世代の育成のために今後も重点的に取り組む方針としている。他、教職員や学生が参画する社会ボランティア活動として、募金活動や地域の清掃活動等に参画することにより、社会貢献・地域連携に努めている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様性を受容する体制として、留学生に対して学修等の支援を行う担当教職員の配置や、障がいのある学生への支援に関する方針を策定し、その理解を含め適正に対応できるよう対応を行っている。教職員については、タイバーシティー推進室を人事課内に設置し、現在 6 名の職員が事務補助・体育館管理・清掃の業務に従事している。
実施項目 2－2②	説明

役員等への女性登用の配慮	役員等への女性登用の配慮として、評議委員2名（総数10名）の女性を登用している。また、教授職への女性教員の登用についても積極的に推進している。
--------------	---

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成を「寄附行為」に定め明確にしている。理事選任のための機関選任機関を「寄付行為」に定め、評議員会の意見を拝聴し適切に選任している。
実施項目3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し「寄附行為」に従い、必要な事項においては評議員会の意見を聞いたうえで、業務執行上の重要事項を審議し決定している。 理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを「寄附行為」に定め適切に理事会、評議員会の運営を行っている。 理事会・評議員会で決定した事業計画や方針に基づいて法人の日常業務運営は常任理事で構成する理事会で審議し、執行している。理事会の運営に関することは「学校法人神奈川歯科大学理事会規則」に定め適切に運営を行っている。 理事会、評議員会の重要会議の議事録及び理事の職務執行に関わる情報については「寄附行為」等に基づき適切に作成、保存及び管理をしている。
実施項目3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	本法人の定例理事会は毎月開催することにより、学内外の最新情報を共有するほか、教学に関する重要事項及び教授会の報告、議事録の情報提供を行っている。学内外の研修する機会を常に提供できる環境を整えている。

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格、職務等を「寄附行為」に定め、理事会にて監事候補者を審議し評議員会の決議により選任している。会計監査人は理事会にて候補者を審議し、評議員会の決議によって選任している。
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事による職務は「寄附行為」に定め、毎年度に内部監査を適切に実施し、結果を理事会に報告をしている。

	る。監事は会計監査人と内部監査について、情報交換等を出来る協力体制を整えている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事への情報提供等は適切な情報提供を出来る体制を整備している。監事は理事会・評議員会に出席するとともに、各役員と監事は過去の理事会・評議員会議事録を閲覧できる環境を提供している。研修会機会については受講できる環境を提供している。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任方法や属性・構成割合、資格を「寄附行為」に定めている。評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい隔たりが生じないように配慮して行うと「寄附行為」に明記している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会運営については、評議員会の開催する具体的月や開催回数、招集する理由、方法、構成、職務等を「寄附行為」に定め、運営の透明性を確保し、明記している。 「寄附行為」に理事会と評議員会の決議が異なる場合は再度、開催を求めることができるようにしている。また、理事長及び監事の出席をしなければならないとし、評議員会において特定の事項について説明を求められた場合は必要な説明をしなければならないと明記しており、協働体制を確立している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、理事会における議案・決議概要等を報告し、情報共有を行っている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理委員会を設置して、リスク顕著化防止に努めている。また危機管理マニュアルの策定整備をし、防災事案等については関連委員会において常時対策ができるよう整備をしている。危機に応じた対応ができるよう危機管理体制を整えながら事業継続の計画を図っている。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	理事及び教職員の法令等の遵守には、運営、職務執行が関係法令、寄附行為に基づき健全に行われているか、内部

	監査等にて検証を行い、法令遵守に向けた体制整備を随時行っている。
--	----------------------------------

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	本法人の情報公開は、社会に対して大学の透明性を公開する観点から、社会への説明責任を果たすため積極的な情報公開の方針を定め、ホームページにより情報の公開・発信をしている。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学校教育法施行規則等に基づき、学校法人に関する情報をホームページ内の「情報公開」にて積極的に公開発信している。また、ホームページ、SNS、紙媒体等にて学生、保護者、地域社会等ステークホルダー別に教育課程の編成、実施方針、学生アンケート等の教育に関する情報や、研究及び財務諸表、事業報告などを広く公開・配信をしている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明